○総務省告示第二百三十一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により型式の指定を受けた者の名称について、次のとおり同規則第四十六条の三第四項の届出があったので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十六年七月一日

総務大臣　新藤　義孝

変更後の製造業者の名称	変更前の製造業者の名称
株式会社アートファイネックス	ナショナルＡＴ株式会社
コニカミノルタ株式会社	コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社
ジーエルソリューションズ株式会社	ジーエルサイエンス株式会社
日鉄住金テクノロジー株式会社	株式会社日鐵テクノリサーチ
埼玉日本電気株式会社	ＮＥＣエンジニアリング株式会社
株式会社千代田エレクトロニクス	株式会社千代田

○農林水産省告示第八百六十七号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第五十六条の二（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十五年七月一日農林水産省告示第二千九十四号（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十六条の二（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件）の全部を次のように改正する。

平成二十六年七月一日

農林水産大臣　林　芳正

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十六条の二（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限は、次の表のとおりとする。

海域	漁具に関する制限
第一　西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第三条第１に規定する海域 1　全海域 2　北緯二十三度以北の海域	一　隣接する浮玉間の鈎の数が五以下である場合には、次に掲げる漁具のうちいずれかの漁具を使用しなければならない。 イ　ねむり鈎 ロ　餌魚 二　前号に掲げる漁具については、それぞれ次に掲げる方法により使用しなければならない。 イ　ねむり鈎　その形状が円形又は楕円形であって鈎先が鈎軸に対して垂直であり、ひねりが十度以下であること。 ロ　餌魚　欠損又は切断していないものであること。 一　次に掲げる漁具のうち少なくとも二以上の種類の漁具を使用し、かつ、イからニまでに掲げる漁具のうち少なくとも一以上の種類の漁具を使用しなければならない。ただし、イに掲げる漁具を使用する場合又はハに掲げる漁具を幹縄を中心として両側に設置する場合は、二種類の漁具を使用したものとみなす。 イ　舷側吹流し装置及び加重枝縄を併用した舷側投縄 ロ　夜間投縄 ハ　吹流し装置（標準型）又は吹流し装置（軽量型） ニ　加重枝縄

ホ　青色染色餌
ヘ　投縄機
ト　残さ排出管理

二　前号に掲げる漁具については、それぞれ次に掲げる方法により使用しなければならない。

イ　舷側吹流し装置及び加重枝縄を併用した舷側投縄

(1)　幹縄投入は、船尾から一メートル以上離れた舷側から実施すること。

(2)　海鳥類がいる場合は、鈎が水面下にあるように幹縄をたるませること。

(3)　舷側吹流し装置の支柱は、その長さが三メートル以上のものを投縄機の後部に設置し、支柱二メートル上部に少なくとも三本のおどしを取り付けること。この場合、おどしの太さは、二十ミリメートル以上とし、おどし先端は、水面に触れる程度の十分な長さとすること。

ロ　夜間投縄

(1)　天測歴による当該海域の日出から日没までの間は、投縄を行わないこと。

(2)　船上の照明は、操業及び航海の安全を考慮した上で最小限のものとすること。

ハ　吹流し装置（標準型）

(1)　吹流しの長さは、最低でも百メートルとすること。

(2)　枝縄が水中に沈む地点の風上側の船尾に、海面から五メートル以上の位置に保持できるように取り付け、餌の付いた鈎が沈む水域上空を補捉できるようにすること。

(3)　おどしの取付間隔は、五メートル以内とし、絡みを防ぐためサルカンを使用すること。この場合、おどしの長さは、可能な限り水面近くに到達するものとすること。

(4)　吹流しの長さが百五十メートル未満の場合は、餌の付いた鈎が沈む水域上空を補捉できるように、先端に牽引物を取り付けること。

ニ　吹流し装置（軽量型）

(1)　吹流しの長さは、最低でも百メートル又は漁船の全長の三倍の長さとすること。

(2)　枝縄が水中に沈む地点の風上側の船尾に、海面から五メートル以上の位置に保持できるように取り付け、餌の付いた鈎が沈む水域上空を補捉できるようにすること。

(3)　おどしの取付間隔は、一メートル以内とし、おどしの長さは、最低でも三十センチメートルとすること。

ホ　加重枝縄

(1)　鈎から一メートル以内に錘を取り付ける場合は、四十五グラム以上の錘を取り付けること。

(2)　鈎から三・五メートル以内に錘を取り付ける場合は、六十グラム以上の錘を取り付けること。

(3)　鈎から四メートル以内に錘を取り付ける場合は、九十八グラム以上の錘を取り付けること。